

福県医発第727号(地)
平成20年6月20日



各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

「官報掲載事項の一部訂正について」の送付について

平成20年度診療報酬改定に伴い、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号)が公布され、平成20年4月1日から適用される旨、平成20年4月1日付福県医発第2号によりご周知申し上げたところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より「官報掲載事項の一部訂正について」の事務連絡が発出され、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(厚生労働省告示第60号)の一部が訂正される予定である旨、日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

今回の訂正は、今般の薬価改定により、特定のアミノ酸が代謝できない先天性代謝異常症の患者さんが使用する特殊ミルク(アミノ酸除去ミルク)について、不採算品再算定による薬価の引上げが行われましたが、薬価の引上げによる急激な患者負担の増加に関する意見があったことを踏まえ、特殊ミルクの薬価の引上げの根拠となった原価計算の内容を精査するとともに、当該品目の製造販売業者と協議した結果、当該製造販売業者より、患者負担の急激な増加を緩和する観点から、薬価の引上げ幅を抑える見直しの申出があったことにより訂正されるものであります。

なお、本件については4月1日に遡って適用されるものとし、4月以降に支払われた薬剤費の差額については、当該製造販売業者が医療機関等を通じて患者さんに返金される予定であります。

本件につきまして、正式に告示されましたら、速やかに情報提供させていただきます。

つきましては、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉



事務連絡（保 68）
平成20年6月12日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳



「官報掲載事項の一部訂正について」の送付について

平成20年度診療報酬改定に伴い、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）が公布され、平成20年4月1日から適用される旨、平成20年3月14日付け日医発第1103号（保215）によりご周知申し上げたところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より「官報掲載事項の一部訂正について」の事務連絡が発出され、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（厚生労働省告示第60号）の一部が訂正される予定である旨の連絡がありましたので、ご連絡申し上げます。

今回の訂正は、今般の薬価改定により、特定のアミノ酸が代謝できない先天性代謝異常症の患者さんが使用する特殊ミルク（アミノ酸除去ミルク）について、不採算品再算定による薬価の引上げが行われましたが、薬価の引上げによる急激な患者負担の増加に関する意見があったことを踏まえ、特殊ミルクの薬価の引上げの根拠となった原価計算の内容を精査するとともに、当該品目の製造販売業者と協議した結果、当該製造販売業者より、患者負担の急激な増加を緩和する観点から、薬価の引上げ幅を抑える見直しの申出があったことにより訂正するものであります。

なお、本件については4月1日に遡って適用するものとし、4月以降に支払われた薬剤費の差額については、当該製造販売業者が医療機関等を通じて患者さんに返金する予定であります。

本件につきまして、正式に告示されましたら、速やかに情報提供させていただきます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。



（添付資料）

1. 官報掲載事項の一部訂正について

（平 20. 6. 2 厚生労働省保険局医療課 事務連絡）

事 務 連 絡

平成20年6月2日

地方社会保険事務局	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県高齢者医療主管部（局）		
高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成20年3月5日付官報（号外第43号）に掲載された厚生労働省告示第60号（使用薬剤の薬価（薬価基準））について、官報掲載事項の一部が訂正される予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

本件は、今般の薬価改定により、先天性代謝異常症患者用の特殊ミルクについて、不採算品再算定による薬価の引上げを行ったところ、急激な患者負担の増加に関するご意見をいただいたことを踏まえ、再算定の内容を再度精査するとともに、当該品目の製造販売業者と協議を行った結果、当該製造販売業者より、患者負担の急激な増加を緩和する観点から、引き続き不採算となるものの薬価の引上げ幅を抑える見直しの申出があったことにより訂正するものです。

なお、本件は4月1日に遡って適用するものとし、4月以降に支払われた薬剤費の差額については、当該製造販売業者が医療機関等を通じて患者に返金する予定です。

告示訂正品目一覧（厚生労働省告示第60号）

（単位：円）

医薬品コード	品名	規格単位	薬価（誤）	薬価（正）
3279103X2024	雪印新フェニルアラニン除去ミルク	1g	14.70	11.10
3279104X2029	雪印新ロイシン・イソロイシン・バリン 除去ミルク	1g	51.80	11.10